

「実現しよう！離婚後の共同養育」資料

大正大学 青木 聡 (a_aoki@mail.tais.ac.jp)

A F C C (Association of Family and Conciliation Courts : 国際家庭裁判所 / 調停裁判所協会)
第 47 回大会 (アメリカ・コロラド州デンバー 2010/6/2-5) における最新情報より

< 養育プランの義務化について >

- ・現在、アメリカ全州において何らかの形で、
養育プラン (養育費と面会交流に関する取り決め) の提出
親教育プログラム (離婚後の共同養育について) の受講
が義務づけられている。
- ・養育プランの提出と親教育プログラムの受講がなければ、離婚できない。
- ・養育プランの提出内容と親教育プログラムの受講態度は、監護者評価に影響する場合がある。
によって、離婚後 (ないし別居後) の「片親疎外」が予防されている。
- ・養育プランや親教育プログラムは、離婚問題であると同時に、「子育て支援」という文脈で語られる。

< 世界標準並みの面会交流 (ガイドライン化) について >

- ・隔週 2 泊 3 日 + 平日 1 日 + 長期休暇中の長期連泊あり
- ・公的な面会交流支援センターの仲介
- ・面会交流の履行状況にあわせて継続的にフォローアップ
 - 子どもの成長・年齢にあわせて養育プランを改訂する
 - 親教育プログラムを再受講させる
 - 自助グループの実施 (親が離婚した子どもグループ / 同居親自助グループ / 別居親自助グループ)
- ・「監督つき」面会交流の実施 (あるいは定期的な面会交流の制限) を検討する状況
身体的虐待 / 心理的虐待 / 性的虐待、連れ去りの危険性、重度のドラッグ / アルコール依存症、重度の精神障害、服役中、子どもの強い希望
- ・親の意向ではなく、「子どもの最善の利益」を中心に据えて査定
- ・DV / 児童虐待の場合 :
その時点で子どもに直接的な危害を加える危険性が低いと査定されると、「監督つき」面会交流の実施
短時間の面会交流の回数を増やして別居親と子どもの関係を築いていく

- ・なぜここまで共同養育 / 面会交流を重視するのか 欧米諸国では実証的研究で離婚（あるいは別居親との交流不足）が子どもに与える悪影響について確認済だから。

自己肯定感の低下、 対人関係の困難、 社会不適応、 抑うつ、 ドラッグ / アルコール依存症、 離婚の世代間連鎖 など。

日本ではどうなのか？ に関して青木が調査

[質問紙] : (1) 自己肯定感尺度、(2) 青年期用対象関係尺度

[調査対象者] : 関東圏大学生 510 名、平均年齢 19.66 歳、標準偏差 1.18

[調査時期および調査方法] : 2010 年 7 月、授業時間を使って集団法で実施

[結果 1 : 離婚の影響は？]

「両親のそろっている家族」「親が離婚した家族」「親が病死・事故死した家族」 3 群で分散分析

「親が離婚した家族」の人は、「両親のそろっている家族」の人よりも、自己肯定感が低く、親和不全が高い。

[結果 2 : 面会交流の意義は？]

「両親のそろっている家族」「面会交流あり」「面会交流なし」 3 群で分散分析

「面会交流なし」の人は、「両親のそろっている家族」「面会交流あり」の人よりも、自己肯定感が低い。

また、「面会交流なし」の人は、「両親のそろっている家族」の人よりも、**親和不全が高い。**

「結果 1・2 から言えること」

離婚後に「面会交流なし」の場合、「両親のそろっている家族」の人よりも、自己肯定感が低く、親和不全が高くなる。**離婚しても、面会交流を実施すると、そうした悪影響を防げる。**

子どもの健全な成長にとって面会交流は大切！

< 連れ去り別居の禁止について >

- ・欧米諸国では、配偶者の合意なく子どもを連れ去った親は即逮捕。
- ・取り決めた養育プランを実行できない relocation (引っ越し) も原則禁止。
養育プランの改訂手続きが必要。すべてを子ども中心で考える。親の都合は二の次。
- ・DV / 児童虐待の場合：
公的な支援機関が一時保護 その後、すぐに監護者評価、およびDV / 児童虐待の検証が入る。